

「全国がん登録」の実施について

◇地域医療部◇

平成28年1月より「全国がん登録」がスタートします。全ての病院に届出が義務化されるほか、指定された診療所も届出を行うこととなりますので、その概要についてご案内申し上げます。
※次の項目1～5については、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課提供によるもの。

1. 要 旨

がん罹患や生存の状況等を把握することにより、がんの現状を把握し、がん対策の基礎となるデータを得るとともに、がん患者に対する適切ながん医療の提供やがん予防を行うため、本道においては、昭和47年から「地域がん登録」を実施してきた。

平成25年12月、「がん登録等の推進に関する法律（以下、「法」という。）」が公布され、平成28年1月から施行、国主導による「全国がん登録」がスタートする。

2. がん登録等の推進に関する法律の概要

(1) 全国がん登録の実施

- ・全ての病院と指定された診療所（申請により道が指定）に罹患情報の届出を義務化。
- ・市町村は、人口動態統計による死亡小票のほか、「死亡者情報票」を作成して提出。
- ・国（国立がん研究センター）は罹患情報と死亡情報を突合・整理。

(2) 院内がん登録等の推進

院内がん登録の推進、国による院内がん登録実施に必要な体制整備。

(3) がん登録等の情報の活用

都道府県や市町村のほか、届出を行った医療機関への情報提供等。

3. 「全国がん登録」実施に向けた対応

(1) 道内医療機関を対象とした説明会の開催

「全国がん登録」実施に向けた周知と具体的手続き等に関する説明会を、北海道がん診療連携協議会がん登録部会と連携しながら、全道6ヵ所程度での実施を予定。

【開催地】 ～ 札幌、函館、旭川、北見、帯広、釧路の6ヵ所を予定

【開催時期】 ～ 平成27年10月～11月（予定）

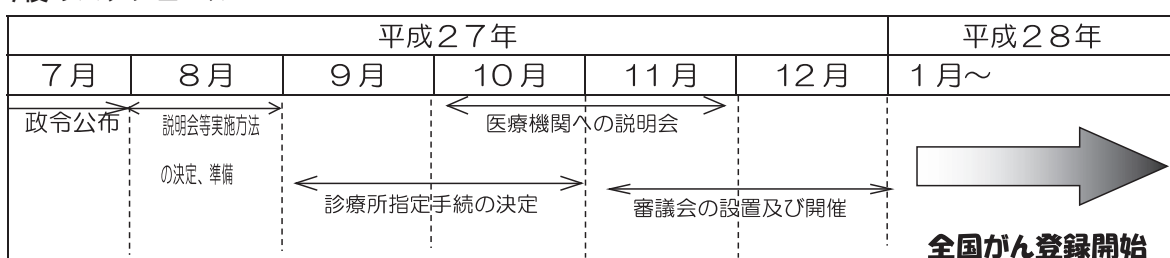
(2) 届出を行う診療所の指定

「全国がん登録」は、全ての病院に届出が義務化されているほか、指定された診療所も届出を行うことになる。今後、診療所の申請および指定の手続き方法について、整理を行う。
また、全ての診療所に対し、「全国がん登録」の実施に係る周知を行う。

4. 情報提供等を行うための審議会の設置

「全国がん登録」の集計データは、都道府県、市町村、届出医療機関、研究者等への提供ができる。ただし、提供を行うには法（第18条）に基づく合議制の機関の意見を聴く必要があり、「全国がん登録」のスタート（平成28年1月）までにがん医療等の学識経験者と個人情報保護の学識経験者を含む審議会を設置する。

5. 今後のスケジュール



がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

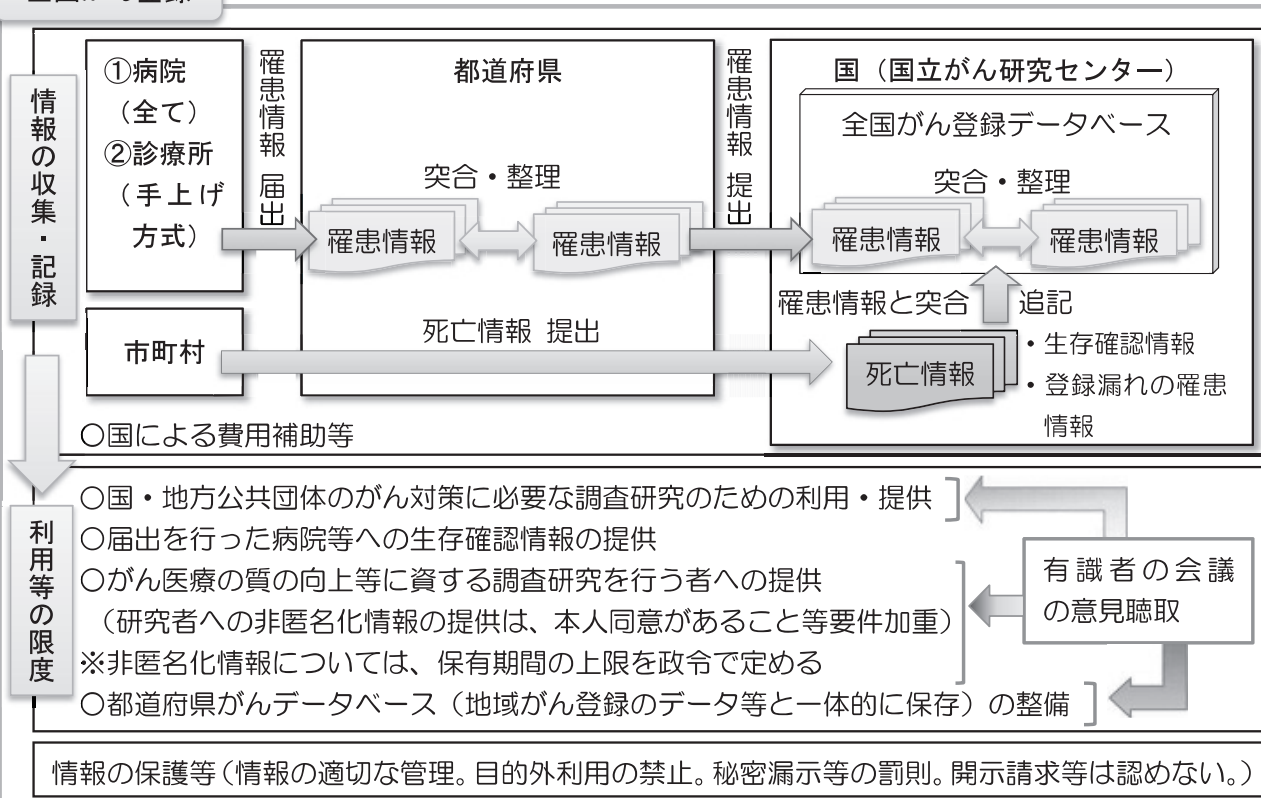
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

⇒がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献